

椋山女学園大学図書館における国立国会図書館「図書館向けデジタル化資料送信サービス」利用内規

平成31年1月22日

図書館運営委員会

(趣旨)

第1条 この内規は、椋山女学園大学図書館利用規準（以下「利用規準」という。）第22条の規定に基づき、椋山女学園大学図書館（以下「図書館」という。）における国立国会図書館の「図書館向けデジタル化資料送信サービス」（以下「送信サービス」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

(利用対象)

第2条 送信サービスを利用できる者（以下「サービス利用者」という。）は、利用規準第2条第1号から第4号までに掲げる者とする。

(利用目的)

第3条 送信サービスは、学習、教育又は研究の用に供することを目的とする場合に限り利用することができる。

(利用時間)

第4条 送信サービスを利用できる時間は、図書館サービスカウンターの受付時間内とする。

(閲覧)

第5条 送信サービスの閲覧利用は、図書館内の指定された端末（以下「閲覧用端末」という。）においてのみ利用できるものとする。

2 サービス利用者は、閲覧用端末において、資料の検索及び閲覧のみができるものとし、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 閲覧用端末の図書館外への持ち出し
- (2) 閲覧用端末への外部記憶装置の接続
- (3) 閲覧用端末の画像の撮影
- (4) 画面キャプチャ、スキャニング又は資料の電子ファイルの取得
- (5) ID・パスワードの不正入手
- (6) 不正な印刷、画像の不正ダウンロード等

(複写)

第6条 サービス利用者のうち資料の複写を希望する者は、所定の申込用紙に必要な記入のうえ、図書館長に提出しなければならない。

2 複写は、図書館職員が行い、図書館内所定の端末により、A3判以下の用紙への印刷出力によるものとする。

3 複写の範囲及び部数は、著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第31条第1項第1号の規定によるものとする。

(利用料金)

第7条 送信サービスの閲覧及び端末の利用は無料とする。

2 前条第2項に規定する印刷出力にかかる料金の額は、理事長が別に定める。

(その他の遵守事項)

第8条 その他送信サービスの利用について、図書館及びサービス利用者は、国立国会図書館の定める「図書館向けデジタル化資料送信サービス利用条件」（平成26年1月）を遵守するものとする。

(雑則)

第9条 この内規に定めるもののほか、送信サービスの利用に関し必要な事項は、別に定める。

付 記

この利用内規は、平成31年1月22日から施行する。